

平成30年第12回

おい町農業委員会議事録

おい町農業委員会
(平成30年12月21日)

召集年月日 平成30年12月21日（金）

召集の場所 おおい町役場正庁ホール

開会 平成30年12月21日 午後3時00分

閉会 平成30年12月21日 午後3時40分

出席農業委員（9名）

1番 早川和夫（会長） 2番 溝口智也 3番 菅原儀左エ門
4番 岡 秀夫 5番 山本修 8番 松宮重信（職務代理）
9番 細川正博 11番 櫻井隆治 14番 古池洋子

欠席委員（3名）

6番 神野淳一 10番 木村憲雄 12番 松井厚雄

出席事務局

次長 井関哲也 書記 谷口有利子

提出議案

議案第42号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権
移転許可申請審議について

議案第43号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定
による農地利用集積計画審議について

議案第44号 地籍調査事業実施区域における土地の地目変更
認定について

報告第14号 事業計画書（転用許可不要案件）について

報告第15号 農地変換届について

次 長 みなさん、ご苦労様です。
ただ今から、平成30年第12回おおい町農業委員会を開催いたします。
本日の日程についてご案内をさせていただきます前に、
7番 神野委員、10番 木村委員、12番 松井委員の3名より欠席の連絡を受けております。
本日の議案は、あらかじめ届けさせていただいております3議案と報告2件を予定しております。
それでは開会にあたりまして、会長から、開会のあいさつをいただきたいと存じます。
会長、よろしく願いいたします。

会 長 本日は、平成30年第12回おおい町農業委員会を招集させて頂きましたところ、皆様方には、何かとお忙しい中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。
それでは、本日上程します議案について、慎重審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

[開 会]
議 長

それではただ今から議事に入ります。
本日の出席委員は、9名でございまして、おおい町農業委員会会議規則第6条の規定により会議が成立いたします。よって、お手元の会議日程に基づいて会議を進めさせていただきます。

[日程 1]
議 長

日程1 会議録署名委員の指名についてであります、恒例により、わたしのほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 それでは、14番 古池委員さんと2番 溝口委員さんを指名いたします。

[日程 2]
議 長

日程2 議案第42号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について を議題とします。

議案の内容について事務局から説明致します。

次 長 はい、議長
議案第42号は、〇〇の〇〇氏の所有する農地を、同じく〇〇の〇〇氏が取得するものであります。
詳細は書記に説明させます。

書 記 はい、議長。
(議案朗読)
許可基準は農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可基準の全てを満たしていると考えます。

議 長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

山本委員 はい。
この申請につきましては、19日に菅原委員と現地を確認いたしました。
当該農地は譲受人の〇〇氏の〇〇に隣接しており、同氏が〇として耕作したいとのことでありますので、所有権移転は問題ないものと判断いたしました。

議 長 ご報告ありがとうございます。
ただ今、事務局からの説明と農地委員さんからのご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようでございますので、議案第42号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議については、原案どおり許可するものと決定します。

[日程 3]

議長 日程3 議案第43号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画審議について を議題とします。この案件はおおい町長から同意を求められたものでありますが、8番 松宮委員、11番櫻井委員、12番松井委員には、おおい町農業委員会会議規則第10条 議事参与の制限の規定により、一時退席をお願いいたします。退席される前にご意見等ございましたらお願いします。

松宮委員 ○○○○の集積面積はどのくらいか。

書記 資料の用意がないため、後日回答いたします。

(委員退席)

議長 それでは議案の内容について事務局から説明致します。

次長 はい、議長
議案第43号は、農業経営基盤強化促進法第18条に基づいて利用権を設定するものであります。
詳細は書記に説明させます。

書記 はい、議長
(議案朗読)
今回の設定は、始期が平成○○年○月○日から設定されるもので、議案資料のとおり新規設定が50件、更新設定が120件の計170件でございます。
この利用権設定の同意判断につきましては、効率的利用が図られ、農作業に常時従事が可能で、下限面積以上であり、地域調和も図られるなど、いずれも農地法第3条第2項各号には該当せず、町が定めております「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に照らしましても、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 ただ今、事務局から説明がありました。この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をしていただいておりますのでご報告願います。

山本委員 はい。

この申請につきましても、19日に菅原委員と現地を確認いたしました。

時間の都合により、新規設定分の農地の現地確認を行いまして、いずれの農地も利用権が設定されることに問題ない農地と判断いたしました。

議長 ご報告ありがとうございました。
ただ今、事務局からの説明と農地委員さんからのご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

古池委員 設定期間に制限はあるのか。

書記 ありません。ただ、設定期間が3年以上であれば町の奨励金制度により奨励金が受けられるため、3年以上で設定される方が多いです。

議長 他に、ご意見ご質問はありませんか。

(意見・質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(意義なし)

議長 ご異議がないようでございますので、議案第43号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画審議については、町へ同意することといたします。

審議が終了しましたので、委員の入室をお願いします。

(委員入室)

[日程 4]

議長 日程4 議案第44号 地籍調査事業実施区域における土地の地目変更認定について を議題とします。

議案の内容について事務局から説明致します。

次長 はい、議長。

議案第44号は、町が地籍調査を行い、その成果を現況の地目で登記するにあたり、おおい町長より地目変更の認定について農業委員会に同意を求められたものであります。

名田庄地域は、平成20年度から地籍調査を開始し、納田終、坂本、井上、西谷、中、下、小倉、美川、久坂、挙野まで調査が進んでおります。

詳細は書記に説明させます。

書 記 はい。

(議案朗読)

今回の地目変更認定は名田庄下地籍及び名田庄小倉地籍が対象となっております。名田庄下につきましては、平成29年第12回農業委員会にて審議された地域を除く分となっております。

資料23ページをご覧ください。まず、名田庄下地籍でございますが、農地から農地以外に変わるものが33筆 14,911.04㎡、農地以外から農地に変わるものが9筆 1,882㎡、田から畑に変わるものが23筆 14,745㎡で、合計65筆 31,538.04㎡となっております。

次に名田庄小倉地籍でございますが、農地から農地以外に変わるものが177筆 64055.14㎡、農地以外から農地に変わるものが17筆 3,881㎡、田から畑に変わるものが21筆 13,724㎡で、合計215筆 81,660.14㎡となっております。

町が地籍調査事業により農地を農地以外の地目に変更する場合の基準は、「農振農用地区域外で、かつ、現況が農地以外になって10年以上経過した土地であることが確実な場合に限り」としております。

また、資料の28ページ以降の航空写真の対象地に囲み線を引いておりますが、赤色は農地から農地以外に変わるもの、黄色は農地以外から農地に変わるもの、青色は田から畑に登記が変わるものとなっております。

議 長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をしていただいておりますのでご報告願います。

菅原委員 はい。

この申請につきましても、19日に山本委員と現地を確認いたしました。

登記上は農地となっておりますが、現況が学校の敷地や道路となっているもの、商店の敷地などが地籍調査結果の登記により学校用地や公衆用道路、雑種地や宅地へと登記が変更されます。

集落内には既に宅地として利用されているものが多く、山際の農地が山林や原野となっている箇所もございました。

また、登記上は宅地等の農地以外でも、農地として利用されている土地を農地の登記へと変更するものもございました。

宅地化等されている農地につきましては、いずれも農地以外になって10年以上経過しているものであり、地目の変更は町と農業委員会との取り決めに基づき行われておりますので、問題ないものと判断いたしました。

議長 ご報告ありがとうございました。
ただ今、事務局からの説明と農地委員さんからのご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

松宮委員 これは農業委員会で同意しなくても、不動産法により現況で登記地目を変更できるのではないかと。

次長 この同意については、平成12年1月に町と農業委員会の間で取り決めた申し合わせにより行っているものです。

松宮委員 法律の方が優先されるはず。同意は不要と思われるが。

次長 違反転用等が、これにより許可なしに農地以外に登記されることがないように同意を必要としています。

議長 他に、ご意見ご質問はありませんか。

(意見・質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(意義なし)

議長 ご異議がないようでございますので、議案第44号 地籍調査事業実施区域における土地の地目変更認定について

は、原案どおり同意するものといたします。

[日程 5]

議長 日程5 報告第14号 転用許可不要案件の事業計画書について を議題とします。

議案の内容について事務局から説明致します。

次長 はい、議長。

報告第14号は、〇〇〇〇〇及び〇〇〇〇〇〇の各申請地に〇〇〇〇〇〇〇〇が〇〇〇〇〇〇〇〇の新設のため、それぞれ〇〇〇〇を付けた〇〇〇〇〇〇〇〇及び〇〇〇を設置するものです。

詳細は書記に説明させます。

書記 はい、議長。

(議案朗読)

資料64ページをご覧ください。報告第14号は、農地法第5条1項第7号で定める農林水産省令で定める場合に該当し、転用許可不要の場合となります。具体的には、農地法施行規則第53条第14号「認定電気通信事業者が有線電気通信のための線路、空中線系若しくは中継施設又はこれらの施設を設置するために必要な道路若しくは索道の敷地に供するため農地を農地以外のものにする場合」の「〇〇〇〇」の設置にあたるものであります。以上のことより、農地転用の制限の例外となり、許可不要案件となります。

議長 それでは、ご意見・ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

[日程 6]

議長 日程6 報告第15号 農地変換届について を議題とします。事務局から説明をお願いします。

次長 はい、議長

報告第15号は、2筆の届出の内、〇〇地域の〇筆を〇から〇にし、〇筆は〇に盛土をする届でございます。

詳細につきまして、書記に説明させます。

書 記 (議案朗読)

議 長 それでは、ご意見・ご質問ございませんか。

松宮委員 この農地は盛土する時に重機が入る道があるのか。

次 長 広い道路に面しているため重機が入ることは可能です。

議 長 他に、ご意見ご質問はありませんか。

(意見・質問なし)

議 長 それでは、これをもちまして上程いたしました全ての日程を終了いたします。

議 長 それではこれで、平成30年第12回の委員会を終了いたします。慎重審議ありがとうございました。